

平成 13 年 12 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社 トップカルチャー
代表者役職名 代表取締役 清水 秀雄
社 長
(コード番号 7 6 4 0 ・ 東証 二部)
問 合 せ 先 専務取締役 渡辺 俊一
総務部長
T E L 0 2 5 - 2 3 2 - 0 0 0 8
<http://www.topculture.co.jp>

自己株式取得に関するお知らせ

平成 13 年 12 月 21 日開催の当社取締役会において、商法第 210 条に基づく自己株式取得に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

商法第 210 条に基づく自己株式の取得

- | | |
|----------------|---------------------|
| 1. 自己株式取得の理由 | 経営環境に促し、資本の効率を図るため。 |
| 2. 自己株式取得の内容 | |
| (1) 取得する株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 50,000 株を上限とする。 |
| (3) 株式の取得価額の総数 | 7,500 万円を上限とする。 |

(注) 上記の決定は、平成 14 年 1 月 29 日 (火曜日) 開催予定の当社第 17 回定時株主総会において、「商法第 210 条に基づく自己株式取得の件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上